

産業立地資金①

(本社・支社機能・ホテル)

この資金の特徴

- ☑ 本社機能の設置など大規模投資にも対応できる資金です。
- ☑ 20億円(対象経費の70%以内)までご利用いただけます。
- ☑ 太陽光パネルや風力発電施設を建物と一体的に整備する場合にもご利用いただけます。
- ☑ 融資期間15年間^(※1)と長期の安定した資金調達が可能です。

※1 融資実行額が10億円を超える場合に限りです。

次のような方におすすめです

- 県内に新たに本社機能やホテル等を設置したい。

融資条件

		設備資金	
		信用保証付き	信用保証なし
限度額		対象経費の70%以内で20億円	
利率	5年超 15年以内	年1.3%以内	年1.4%以内
	3年超 5年以内	年1.2%以内	年1.3%以内
	1年超 3年以内	年1.1%以内	年1.2%以内
平成30年10月1日から平成31年3月31日融資実行分の利率です。(固定金利)			
期間・償還方法		融資実行額が10億円以内の場合 → 1年超12年以内 融資実行額が10億円を超える場合 → 1年超15年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還	
担保・保証人		取扱金融機関(及び信用保証協会)との協議により定める	
信用保証		取扱金融機関との協議により定める	
		(保証料年0.45%~1.59%以内)	—

資金使途

設備資金のみ

建物、建物附属設備(電気設備、給排水設備、その他建物に附属する設備)、構築物、当該資金対象の建物と一体的に整備する創エネ・省エネ・蓄エネ設備(製造又は加工修理工程を形成する設備は除く。)の取得に必要な資金

土地及び建物等の賃借に伴う保証金等の支払いに充てる資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金 等

！ 融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融 資 対 象 者

産業立地資金(本社・支社機能・ホテル)は、次の1～4の全てに該当する方(個人、会社、NPO法人等)を対象としています。

1 次の区分のどちらかに該当する。

区 分	融資対象者の条件
① 本社機能、 支社機能 を設置	ア～ウの全てに該当する。 ア 県内に本社機能又は支社機能(県域を越えた地域を管轄)を新しく設置しようとしている。 イ 申込みの日以前1年以上引き続き同一事業を営んでいる。 ウ (ア)～(ウ)の全てをおおむね満たしている。 (ア) 純資産が2億円以上である。(イ) 直近2年間の決算において、連続して経常利益を計上している。(ウ) 直近の決算において、繰越欠損がない。
② ホテルを 設置	ア～ウの全てに該当する。 ア 県内にホテルを設置しようとしている。 イ 申込みの日以前1年以上ホテルを営んでおり、当該資金対象ホテルの業務の運営を行う。 ウ 当該資金対象ホテルが(ア)～(ウ)の全てを満たしている。 (ア) 原則として100室以上の客室を設ける。 (イ) 国際観光ホテル整備法第6条第1項に規定する国土交通大臣の登録基準のうち a～e の全ての基準をおおむね満たしている。 a 基準客室(床面積が通常1人で使用する客室では9㎡以上、その他の客室では13㎡以上あること等)を設置する。 b ロビー(収容人数に相応した規模等)を設置する。 c 食堂(収容人数に相応した規模。客室収容人数×0.2㎡等)を設置する。 d その他、快適性及び利便性の確保のため必要と認められる施設を設置する。 e 外客接遇主任者を選任する。 (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業又はそれに類する形態の業を営むものである等、設置することが適当でないとして知事が認めるものでない。

2 信用保証対象業種(一般にいう商工業者のほとんどが対象となりますが、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。)を営んでいる。

3 事業税等を滞納していない。

4 事業に必要な許認可等(開発許可・農地転用を含む。)を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	通数
埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)	・県金融課にて配布
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等 ・納期限内に完納している場合は、領収証書でも可の場合もあり
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・【共通】登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し(会社設立からの経緯が全て分かるもの) ・【要件①】本社機能又は支社機能新設計画書(様式任意) ・【要件②】ホテル設置計画書(様式任意)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

埼玉県産業労働部金融課

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店



お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803



産業立地資金②

(工場・研究施設・物流施設)

この資金の特徴

- ☑ 大規模な工場等の立地にも対応できる資金です。
- ☑ 20億円(対象経費の70%以内)までご利用いただけます。
- ☑ 太陽光パネルや風力発電施設を建物と一体的に整備する場合にもご利用いただけます。
- ☑ 融資期間15年間^(※1)と長期の安定した資金調達が可能です。

※1 融資実行額が10億円を超える場合に限りません。

次のような方におススメです

- 県内に新たに工場^(※2)や物流施設^(※3)等を設置したい。

※2 工場とは、製造業又は情報サービス業の用に供する施設のことです。

※3 物流施設とは、原材料・製品の貯蔵・保管のほか、製品の小分け等の物流加工、流通全体の管理運営等を行う施設のことです。

融資条件

		設備資金	
		信用保証付き	信用保証なし
限度額		対象経費の70%以内で20億円	
利率	5年超15年以内	年1.3%以内	年1.4%以内
	3年超 5年以内	年1.2%以内	年1.3%以内
	1年超 3年以内	年1.1%以内	年1.2%以内
平成30年10月1日から平成31年3月31日融資実行分の利率です。(固定金利)			
期間・償還方法		融資実行額が10億円以内の場合 → 1年超12年以内	融資実行額が10億円を超える場合 → 1年超15年以内
据置2年以内 元金均等月賦償還			
担保・保証人		取扱金融機関(及び信用保証協会)との協議により定める	
信用保証		取扱金融機関との協議により定める	
		(保証料 年0.45%~1.59%以内)	—

資金用途

設備資金のみ

土地、建物、建物附属設備(電気設備、給排水設備、その他建物に附属する設備)、構築物、当該資金対象の建物と一体的に整備する創エネ・省エネ・蓄エネ設備(製造又は加工修理工程を形成する設備は除く。)の取得に必要な資金

ただし、次の資金用途は融資対象になりません。

- × 設置済み(土地取得済み等)又は支払済みの設備のための資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 生産設備取得のための資金
- × 住宅、株式、乗用車の取得資金 等

融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合もあります。

融 資 対 象 者

産業立地資金(工場・研究施設・物流施設)は、次の1～5の全てに該当する方(個人、会社、NPO法人等)を対象としています。

1 次の区分のいずれかに該当する。

区分	融資対象者の条件
①工場	ア～ウのいずれかに該当し、県内に立地する。 ア 敷地面積1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、かつ、建築面積500㎡以上の工場を建築又は取得。 イ 敷地面積が9,000㎡以上又は生産施設の建築面積が3,000㎡以上となるような、工場の建築、取得又は敷地の拡張。 ウ 計画的に整備され、かつ、不特定企業を対象に一般公募により分譲された県内の工業団地等に工場を建築又は取得。
②研究施設	県内で敷地面積1,000㎡以上となるような、研究施設の建築、取得、又は敷地の拡張。
③物流施設	ア、イのどちらかに該当する。 ア 計画的に整備され、かつ、不特定企業を対象に一般公募により分譲された県内の工業団地等に物流施設を新築又は取得。 イ 県内に敷地面積1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、かつ、建築面積500㎡以上の物流施設を建築又は取得。

- 信用保証対象業種(一般にいう商工業者のほとんどが対象となりますが、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。)を営んでいる。
- 申込みの日以前1年以上引き続き同一業種を営んでいる(申込み日以前1年以上引き続き同一事業を営んでいる会社により設立された会社を含みます。)
- 事業税等を滞納していない。
- 事業に必要な許認可等(開発許可・農地転用を含む。)を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)	・県金融課にて配布
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等 ・納期限内に完納している場合は、領収証書でも可の場合もあり
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し(会社設立からの経緯が全て分かるもの) ・市町村の許可書の写し及び許可に係る各計画申請書等の写し ・会社概要説明書(子会社が申込みの場合) ・工業用地譲受申込書の写し(県企業局が造成分譲する産業団地に物流施設を新設する場合) ・埼玉県産業立地資金物流施設新設(取得)計画書(様式19)(既存施設を取得する場合)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

埼玉県産業労働部金融課

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店



お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803



産業立地資金③

(工場等移転)

この資金の特徴

- ☑ 工場や物流施設などを工場適地に移転する場合にご利用いただける資金です。
- ☑ 太陽光パネルや風力発電施設を建物と一体的に整備する場合にもご利用いただけます。
- ☑ 融資期間12年間と長期の安定した資金調達が可能です。

次のような方におすすめです

- 宅地化が進んだ地域に立地している工場等を工場適地に移転したい。
- 公共事業の施行により工場等を移転しなければならない。

融資条件

		設備資金	
		信用保証付き	信用保証なし
限度額		2億円 〔ただし、公共事業の施行に伴う移転・改築の場合は、移転・改築に必要な額から土地・建物等の補償額を控除した額の範囲内〕	
利率	5年超12年以内	年1.3%以内	年1.4%以内
	3年超 5年以内	年1.2%以内	年1.3%以内
	1年超 3年以内	年1.1%以内	年1.2%以内
		平成30年10月1日から平成31年3月31日融資実行分の利率です。(固定金利)	
期間・償還方法		1年超12年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還	
担保・保証人		取扱金融機関(及び信用保証協会)との協議により定める	
信用保証		取扱金融機関との協議により定める (保証料年0.45%~1.59%以内)	
			—

資金用途

設備資金のみ

土地、建物、建物附属設備(電気設備、給排水設備、その他建物に附属する設備)、構築物、当該資金対象の建物と一体的に整備する創エネ・省エネ・蓄エネ設備(製造又は加工修理工程を形成する設備は除く。)の取得に必要な資金

融資対象者1の②で移転先が借地・借家の場合、入居の際に必要な保証金及び内装工事費の支払いに充てる資金

ただし、次の資金用途は融資対象になりません。

- × 設置済み(土地取得済み等)又は支払済みの設備のための資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 生産設備取得のための資金
- × 住宅、株式、乗用車の取得資金

！ 融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融 資 対 象 者

産業立地資金(工場等移転)は、次の1～5の全てに該当する方(個人、会社、NPO法人等)を対象としています。

1 次の区分のいずれかに該当する。

区 分	融資対象者の条件
①住工混在地域からの全面移転	ア～ウのいずれかの地域へ工場又は物流施設を全面移転する中小企業者。 ア 都市計画法に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域 イ 地方公共団体又は都市再生機構が造成した工業団地 ウ 農村地域工業等導入促進法に基づき実施計画を定めた地区
②公共事業の施行に伴う移転・改築	土地収用法、都市再開発法若しくは土地区画整理法に規定する事業等の施行に伴い、事業所を移転・改築する者。

2 信用保証対象業種^(※)を営んでいる。

※ 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。
ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみ事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等(開発許可・農地転用を含む。)を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考	
埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)	・県金融課にて配布	
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等 ・納期限内に完納している場合は、領収証書でも可の場合もあり	
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分でも可	
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合	
特約書(様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出	
見積書の写し等	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料	
本資金の利用に係る必要書類	【共通】	・登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し(会社設立からの経緯が全て分かるもの) ・資金使途が土地の取得のみの場合は、購入する土地の登記事項証明書の写し及び工場建設計画書
	【要件①】	・住工混在地域から工場適地への移転を証明できる書類
	【要件②】	・補償契約書の写し
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等	

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

埼玉県産業労働部金融課

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店



お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803



彩の国
埼玉県